

(1) 国立病院機構における薬剤部門のあり方と取り組み

立 石 正 登

THE IDEAL WAY AND APPROACH FOR PHARMACY DIVISION IN NATIONAL HOSPITAL ORGANIZATION

Masato TATEISHI

国立病院機構は、政策医療を具体的に実施する機関として重要な役割を果たすことが期待される、一方独立行政法人という新たな組織形態のもとで、中期目標を定め、目標達成度や業務の効果判定等の業績評価を行い、次期中期計画への反映や施設ごとの評価に応じた利益の配分を行うことにより、効率的な業務運営・国民へのよりよい医療サービスの提供を行うことが必要となる。

国立病院・療養所の独立行政法人化は、薬剤部門の業務を見直す絶好の機会と捉え、積極的な対応を行う必要があると考え、これからの国立病院機構における薬剤部門のあり方と取り組みについて検討した。薬剤部門は、調剤・製剤や、医薬品の管理、薬剤管理指導業務、医薬品情報提供等を通じて病院の診療活動の重要な一翼を担っている。見直しにおいては、独立行政法人という観点から特に経営面で期待される薬剤部門の役割、政策医療を実施するという観点から業務面で果たすべき薬剤部門の役割および業務面・経営面での役割を支える組織面での薬剤部門のあり方の3点につき検討を行うことがとくに重要であると思われる。まず、経営面での貢献では、経営改善に対する取り組み、さらに、職員のコスト意識改革が必要と思われる。業務面での充実・展開では、医薬品適正使用の推進、リスクマネジメントの推進、さらにチーム医療の推進、政策医療の実践、先導的（モデル）事業の実施などが考えられる。さらに、これらの業務を効率的かつ発展的に進めるよう組織面での強化が必要である。これらのことは、施設の規模や実情に応じ、対応する内容も相違してくると思われるが、可能なところから計画的に実施していくことが重要と考えられる。

本シンポジウムでは、全国国立病院療養所薬剤部科長協議会で企画された独立行政法人における薬剤部門のあり方検討会でまとめた「国立病院機構の薬剤部門の目指す方向性・あり方」を提案したので、その内容を報告する。

薬剤部門の具体的な取り組み

1) 経営面での貢献

①経営改善に対する取り組み

・薬剤委員会等の運営

院内採用薬を審議する薬剤委員会の事務局として、採用品目、削除品目の選定にあたっては、薬学的、経済的、危機管理的発想による資料作成を行い、後発品採用に関する資料も作成する。有効性と安全性および品質といった観点到経済性の観点を加える。

・同種同効薬や後発品の採用、従来品の使用促進

病院の経営改善の観点だけでなく、患者負担軽減、保険財政の適正化の面からも、同効薬のある場合は、より安価なものを積極的に選択していく。後発品のある場合は、品質、情報提供、安定供給等にも考慮しつつ、後発品の採用を進める。また、いたずらに新規収載品目に頼ることなく、従来品の使用についても処方医に薬理学的観点からアドバイスを行う。

・適正な購入および在庫管理

適正な購入計画の作成、棚卸の実施と適正在庫の確保、死蔵品対策、採用品目数適正化を図る。在庫管理では、ABC分析等による重点管理品目の選定を行うとともに、病棟保管品目の適正化を行う。医

国立療養所福岡東病院 National Fukuokahigashi Hospital 薬剤科

Address for reprints : Masato Tateishi, Department of Hospital Pharmacy, National Fukuokahigashi Hospital, 1-1-1 Chidori, Koga, Fukuoka 811-3195 JAPAN

Received February 17, 2004

Accepted March 19, 2004

療用消耗品の見直しを図る。

- ・購入価格の引下げ努力
 - 必要に応じブロック内での共同購入等も検討する。
 - ・レセプト点検委員会等への積極参画
 - レセプト点検委員会（診療報酬委員会）や経営改善委員会等への積極参画により不適正使用を防止。
- ②職員のコスト意識改革
- ・高価薬のリストの作成配布
 - 処方医に薬価意識を持たせ、適正使用の推進を図る。

2) 業務面での充実・展開

①医薬品適正使用の推進

- ・薬剤管理指導業務の完全実施
 - 薬剤管理指導業務は、患者への服用薬剤の説明により患者の薬剤コンプライアンスを向上させるだけでなく、併用薬剤のチェックや患者との面談の中で服用薬剤の効果、副作用を確認し、医師、看護師等とこれら情報を共有し、患者の個々状態に応じた薬剤の処方など医薬品の適正使用を図る上でも大変重要な業務である。薬剤管理指導が必要な全患者に対して指導業務を行うことが必要である。副作用情報を患者からこまめに収集し、患者の訴えによる副作用の前駆症状等から、重大な事例に至る前に主治医と連絡を取り、副作用を未然に防止することで、医療費の増大も軽減するが出来る。また、必要なものはホスプ・ネットを利用した副作用報告を行い、国が進める医薬品安全対策に貢献する。
- ・抗がん剤や IVH の注射薬混合調製の推進
 - 医療事故防止の観点から、薬剤師が、臨床薬理学的知識と混合調製技術を持って、こうした抗がん剤や IVH の混合調製を行うことを推進する必要がある。

- ・薬剤業務の24時間体制の推進
 - 夜間急変した患者への投薬、緊急手術における使用薬剤の確保、救急患者への投薬など、薬剤師でなければできない業務は数多くある。病院の規模にもよるが、当直体制を組める施設については、24時間体制で薬剤業務を行う。

②リスクマネジメントの推進

リスクマネジメント薬剤師を配置し、院内における医薬品の安全性を確保し、医薬品に係わる医療事故を未然に防止し、病院の損害を防ぐことで経営への貢献を行う。

③チーム医療の推進

- ・院内感染対策チーム、緩和医療チーム、褥創対策チー

ム等への参加

院内感染対策チームでは、抗生物質等の適正使用の推進、院内感染対策のためのワクチン等の確保を図る。緩和医療チームでは、モルヒネ等の服薬指導を通じて疼痛緩和問題症例へ、薬剤使用の観点から関与する。褥創対策チームでは、薬剤使用の面で褥創対策に貢献し、患者の長期入院化の防止を図る。

- ・クリニカルパスを利用したチーム医療の実践

薬剤部門もクリニカルパスの作成段階から積極的に参画し、クリニカルパスを利用したチーム医療の実践に努める必要がある。

④政策医療の実践

- ・ネットワークの活用

国立病院機構は、わが国における最大かつ最高のネットワークを有しており、これにより政策医療の実施がより効率的・効果的に行える。薬剤部門においてもこのネットワークの活用が重要である。災害、感染症に対しては、災害用医薬品の備蓄と情報公開、感染症治療・予防薬の備蓄を共同で実施していく。また、各政策医療分野に薬剤師業務ネットワークを構築し、例えばがん、循環器、精神といった分野ごとの服薬指導マニュアル作成や、地域との医療・健康に関する交流（ヘルスコミュニケーション）での薬剤に関わる部分のコンテンツ作成などの実施にも貢献する。また、ネットワークを利用した薬剤の副作用、あるいは薬剤関連のヒヤリ・ハット事例のすみやかな把握・評価・整理を行い、医薬品適正使用、医療安全の向上に貢献する。

- ・臨床研究への対応

治験については、治験薬管理だけでなく治験全般の管理においても、薬剤部門は治験薬剤師を中心に積極的な対応を図ってきたところである。国立病院機構というネットワークも活用し、治験業務の効率化に引き続き努力し、受託件数および金額の増加並びに受託研究実施率の向上を図る必要がある。患者の特性に応じた薬物治療の個別化治療もさらに進展すると考えられる。薬物血中濃度解析や肝臓・腎臓機能からだけでなく遺伝子解析や代謝酵素活性なども利用した処方設計、さらには従来の薬物治療の概念を超えた治療（例えば遺伝子治療）なども本格化するであろう。こうした業務への拡大・展開は政策医療を担う機構の薬剤部門として積極的に対応していくことが求められる。

- ・教育研修の対応

薬学教育年限延長の動きが本格化しているが、薬

学生6ヵ月実習、薬剤師研修センター実務実習等への積極的な対応を行い、チーム医療を担う薬剤師の資質の向上に努める。この際には、国立病院機構が有するネットワークを活用し、実習病院グループ化、共通カリキュラム・研修材料の作成などを行う。

・先導的（モデル）事業の実施

今後さらなる進展がある通院治療や在宅医療関連では、外来患者の抗がん剤調製等業務、在宅患者へのIVH・麻薬等の調製、薬剤管理指導などがあげられる。政策医療を担う国立病院機構では、薬剤部門においても先導的（モデル）事業を積極的に実施し、全国の他の医療機関にも普及を図り医療の質の向上に努める必要がある。

（例）

- a. 救命救急センター、手術室、ICUへの薬剤師の常駐
- b. 全ての注射薬の混合調製
- c. 外来患者への抗がん剤調製等業務
- d. 在宅患者へのIVH・麻薬等の調製や薬剤管理指導

3. 組織面での強化

①機器導入等での業務効率化

機器導入や薬剤助手や外部委託による効率化も図る必要がある。オーダーリングシステムが導入されていない施設もあるが、オーダーリングシステムの早期導入を図るとともに、導入時には、錠剤自動分包機、注射薬ピッキングシステム、薬袋印字システム、調剤監査システムなども併せて整備を行い、業務の効率化および医療事故防止を進める必要がある。

②薬剤師の資質の向上・維持

・新しい昇進・評価システムの導入

国立病院機構の薬剤部門を支える薬剤師の資質の向上・維持のためには、従来の昇任システム・評価システムを見直して、適材・適所の考え方をさらに進めていく必要がある。

・資質向上・維持のための機会供与や動機付け

今後整備される予定の認定薬剤師や専門薬剤師制度を活用し、こうした認定等のための講習への参加への支援を行うとともに、主任以上はいずれかの認定等を持つことを条件に加える、あるいは何らかの昇任試験のようなものを設けることも検討する必要があると考える。

さらに、政策医療ネットワーク施設間の派遣研修・人事交流も積極的に取り入れることも考慮されるべきである。

お わ り に

国立病院・療養所の独立行政法人化を契機に、国立病院機構の薬剤部門のめすべき方向性・あり方につき経営面、業務面、組織面からの検討を加えるとともに、それに対する具体的な対応を示した。施設の規模や実情にに応じ、対応する内容も相違してくるであろうが、可能なところから計画的に実施していくことが重要と考える。

国立病院機構は、政策医療を担うという大きな使命があり、また大きなネットワークを有している。薬剤部門も、ネットワークを活用し、経営面での貢献、業務面での充実・展開、組織面で強化を図り、国立病院機構の進める政策医療に貢献していきたい。

（平成16年2月17日受付）

（平成16年3月19日受理）